佐賀県医師会
入会の手引き

勤務医の皆さんへ

佐賀県医師会では、勤務医の方々にこぞって入会して頂き、その目的とする医学・医術の発達普及と地域医療の推進に参加されることを望んでやみません。

そこで、入会の手続きや、さしあたって知って頂きたいことについて、お知らせいたします。

令和元年５月１日

一般社団法人　佐賀県医師会
〒840-0054 佐賀市水ヶ江１丁目１２番１０号
佐賀メディカルセンター４F
TEL　０９５２（３７）１４１４
FAX　０９５２（３７）１４３４
URL　http://www.saga.med.or.jp
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（代）sma@saga.med.or.jp

■佐賀県下の郡市医師会

佐賀市医師会　佐賀市水ヶ江１丁目 12 番 11 号
〒840-0054　TEL 0952-23-1414　FAX 0952-37-0727

唐津東松浦医師会　唐津市千代田町 2566 番地 11
〒847-0041　TEL 0955-75-5170　FAX 0955-75-5189

鳥栖三養基医師会　鳥栖市幸津町 1923 番地
〒841-0062　TEL 0942-83-2282　FAX 0942-85-1177

神埼市郡医師会　神埼市神埼町神埼 463 番地 1（神幸館内）
〒842-0001　TEL 080-2796-1464　FAX 0952-55-9360

多久・小城地区医師会　小城市牛津町勝 1499 番地 1（しまうちクリニック内）
〒849-0306　TEL 0952-66-6036　FAX 0952-66-6037

武雄杵島地区医師会　武雄市武雄町大字昭和 300 番地
〒843-0023　TEL 0954-22-3344　FAX 0954-23-2216

鹿島藤津地区医師会　鹿島市大字高津原 813 番地
〒849-1311　TEL 0954-63-3969　FAX 0954-62-5650

伊万里・有田地区医師会　伊万里市立花町通谷 1542 番地 15
〒848-0027　TEL 0955-23-3270　FAX 0955-23-4002

県医師会に入会を希望される先生は、先ず地元の郡市医師会に入会していただくことが必要です。定款上、郡市医師会の会員でなければ、県医師会には入会できません。

また、県医師会の会員は、同時に日本医師会の会員になっていただきます。

入会申込書は、各郡市医師会及び佐賀県医師会に配備いたしておりますので、いつでもご利用下さい。入会申込書は、本人控、郡市医師会、県医師会及び日本医師会へ提出する４部が複写となっております。

◆医師会の構成

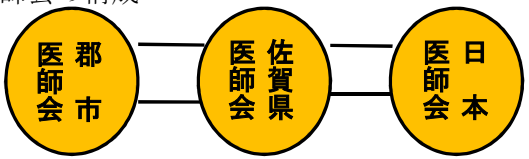

◆会費・会員区分

（年会費）

県医			日医		
A	開業医	107,000	126,000	開業医	A①
B①	私的医療機関勤務医	48,000	68,000	勤務医 日医医賠責加入者 （31 歳以上）	A②（B）
			39,000	勤務医 日医医賠責加入者 （30 歳以下）	
B②	公的医療機関勤務医	12,000	28,000	勤務医 日医医賠責未加入者	B
			28,000	自宅会員 ※日医医賠責未加入者	廃業B
C	研修医	0	21,000	研修医 日医医賠責加入者	A②（C）
			6,000	研修医 日医医賠責未加入者	C

・上記のほかに郡市医師会費があります。
郡市医師会の会員区分並びに会費賦課額等につきましては、各郡市医師会へお問い合わせ下さい。

※廃業Ｂ会員は、日医医賠責保険に加入されている先生で、廃業または退職により、自宅会員となり、将来に亘り医療行為を行わない先生が選択可能となります。廃業または退職日より 10 年間医賠責保険が適用されます。

※研修医の日医会費は、申請により減免されます。

◆佐賀県医師信用組合

佐賀県医師信用組合では、勤務医師の方々に対する次のような融資制度があり、低金利で長期の融資が受けられます。

なお、独立行政法人福祉医療機構より病院･診療所の新築、増改築資金、機械購入資金、運転資金などの融資も受けられます。

詳細は、佐賀県医師信用組合（℡0952-37-1424（代））までお尋ね下さい。

勤務会員への融資制度	融資対象者	佐賀県医師会会員であり、佐賀県医師信用組合員（１口 1,000 円以上の出資者）であること。
	融資条件	配偶者及びＡ会員（開業医）1 名の保証又は不動産。（但し、配偶者のない場合は、法定相続人。）
	融資限度額	開業医の所に勤務するＢ会員　２千万円
		公的医療機関に勤務するＢ会員　１千万円
	融資利率	１年以内……年１．６００％
		３年以内……年１．７００％
		５年以内……年１．９００％
		７年以内……年２．０００％
		10 年以内……年２．１００％
		15 年以内……年２．１５０％
		20 年以内……年２．１５０％

令和元年５月１日現在

◎新規開業に対しての融資限度額は５千万円とします。
◎不動産担保借入の場合は、上記金利より 0.3%引の金利でご融資致します。
◎新設の住宅ローンについては、上記融資限度額の他に２千万円までご融資致します。ただし、土地建物については第１順位の担保で設定お願いします。（金利については、上記金利より 0.3%引の金利です。）

≪フリーローン・教育ローン≫※申込時満 24 歳以上完済時 75 歳以下

融資対象者	貸出限度額	融資利率（フリーローン）	融資利率（教育ローン）	保証人
B1 会員 B2 会員 C 会員	フリーローン １千万円 教育ローン ２千万円	1 年以内 2.100% 3 年以内 2.200% 5 年以内 2.400% 7 年以内 2.500% 10 年以内 2.600% （※保証料含む）	1 年以内 1.900% 3 年以内 2.000% 5 年以内 2.200% 7 年以内 2.300% 10 年以内 2.400% 15 年以内 2.450% （※保証料含む）	原則不要

◎医師会会員向けフリーローンの取扱を行っています。保証人は原則不要で、資金使途は限定しません。（但し、事業性資金は除く。）
◎医師会会員向け教育ローンの取扱を行っています。保証人は原則不要で、大学・大学院等にかかる教育資金限定です。

≪オートローン≫

融資対象者	貸出限度額	融資利率	保証人
B1 会員 B2 会員 C 会員	１千万円	７年以内　1.600%	500 万円以内　不要 500 万円超　１名

◎自動車の購入・自動車ローンの借換資金等にご利用できます。
URL http://www.saga-doctor.shinkumi.jp/

佐賀県医師会会員の特典

◆勤務医対策委員会
会内に勤務医対策委員会を設置し、勤務医師相互の連携・学術研究・福祉親睦を図る一方、勤務医に係る労働環境問題、女性医師の就労に係る問題、医師会活動における勤務医の係わり方等々、向上改善に向けて取り組んでいくことにしています。

◆佐賀県医師国民健康保険組合
佐賀県医師会会員で、佐賀県及び本組合が認可を受けた地区内に住所を有する方であれば、当組合に加入していただけます。
給付、保険料等の詳細は、佐賀県医師会事務局福祉課（医師国保）（TEL 0952-37-1414(代)）までお尋ね下さい。

◆株式会社　佐賀医協
損害保険代理店業務を主として、昭和58年に佐賀県医師会全額出資の株式会社として設立されております。
主たる取引商品は、生命保険、所得補償保険、自動車保険、火災保険、各種傷害保険等です。
詳細は、佐賀県医師会事務局福祉課（佐賀医協）（TEL0952-37-1414(代)）までお尋ね下さい。

◆団体保険取扱業務
５社との団体取扱生命保険の契約を行い集金業務をする一方、掛捨て式の交通事故傷害保険、所得補償保険、医師賠償責任保険、ゴルファー保険等を取り扱う等、団体契約により、各個人で加入するより掛け金で非常に有利になっております。
詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

◆日本医師会医師年金制度
一生受け取れる医師のための終身年金制度であり、加入は任意となっております。
詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

加入資格	新規加入は満64歳６ヶ月未満の日本医師会会員です。会員の種別は問いません。

加入方法	県・各郡市医師会に加入申込書を配備しております。

給付	養老年金	受給開始は(原則)満 65 歳からとなっており、給付期間は基本年金は終身です。
	育英年金	積立てた加算保険料の中から一定期間、受給することが可能です。
	傷病年金	

◆日本医師・従業員国民年金基金
この制度は、医師や従業員の国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度で、税制上の優遇等特別な措置が受けられます。

加 入 資 格‥‥　年齢が満20歳以上60歳未満の方で、国民年金の第一号被保険者に該当し保険料を免除されたり滞納していない医師や従業員(家族を含む)。
（国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も加入可能となりました。）

年金の給付‥‥　年金額は加入口数とその掛金の納付期間によって決まり、65歳１月分より終身支給されます。

詳細は佐賀県医師会事務局福祉課までお尋ね下さい。

◆機関誌「医界佐賀」の配布
月１回発行する機関誌「医界佐賀」は、医療界の動きや日常業務に必要な行政通知、連絡事項、各種学会、諸行事を案内するとともに、会員の寄稿文、ご意見等を掲載しております。

◆佐賀県医師会ホームページ
佐賀県医師会ホームページ（http://www.saga.med.or.jp/）では、どなたでもご覧いただける県民向け及び医師向け情報の他に、会員専用のメンバーズルームを設けております。県医のアカウントは日医と同一のものを発行しており、入会時に自動的に発行されます。

◆情報の提供
機関誌「医界佐賀」(別掲)、日医雑誌、日医雑誌付録(生涯教育シリーズ)、日医ニュース、郡市医師会報等が会員となることにより送付され、随時情報が入手できます。

◆医事紛争対策
佐賀県医師会では、医療事故及び医事紛争の積極的な防止対策に努めるとともに、相手方との交渉、紛争の解決、その他の処理のために医事調停委員会を設置し、迅速な処理を行っていますが、賠償責任が生じた場合のために、下記の保険に加入されることをお勧めいたします。

日本医師会医師賠償責任保険	紛争の処理にあたっては、賠償責任審査会の判定に沿って、日本医師会と佐賀県医師会が連携をとり、処理いたします。

加入方法‥‥　日本医師会のA②(B・C)会員となり、会費を納めると、自動的に被保険者となります。(保険金・1事故1億円・年間3億円)
(会員区分及び会費をご参照ください。)

保 険 金‥‥　100万円超、年間最高１億円までの補償です。
（１事故100万円以下は不担保です。）

・日本医師会医師賠償責任特約保険
日本医師会医師賠償責任保険の上乗せ保険として高額賠償（１事故２億円、保険期間中６億円）に備えたいA②(B・C)会員は、任意に加入できます。(保険料20,000円)

医師賠償責任保険(団体契約)	日本医師会の医師賠償責任保険が 100 万円以下は自己負担となるため、佐賀県医師会では、100万円までの分について、損害保険会社との間に掛け金などで有利な団体契約をいたしております。

◆佐賀医学会等の開催
佐賀県医師会では、佐賀医学会・日本医師会生涯教育講座、学術講演会をはじめとした様々な研修会を開催しており、会員には常に研修の機会が与えられます。
なお、佐賀医学会は年度２回、開催しております。

◆日医生涯教育制度
年間0.5単位以上の単位取得を申告されると、日本医師会より「日本医師会生涯教育制度学習単位取得証」が交付され、連続した 3 年間に取得された単位数とカリキュラムコード数の合計が60以上の会員には「日医生涯教育認定証」が交付されます。

◆専門医「共通講習」
共通講習は、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習で、医療倫理、感染対策、医療安全を必修とし、その他医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、臨床研究・臨床試験、両立支援（治療と仕事）などに関する講習が含まれます。日本医師会の生涯教育制度のカリキュラム１～15 の基本的医療課題が該当し、「共通講習」の単位取得が可能です。

◆卒後臨床研修制度対策
県内の基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院等と「佐賀県臨床研修運営協議会」を設置し、年数回の情報交換や指導医養成のためのワークショップ開催など、スムーズな制度運営に向けた取り組みを行っています。また、会内に「臨床研修支援委員会」を設置し、「地域保健・医療」研修に携わる医療機関と管理型臨床研修病院との橋渡し、研修医の方々を対象とした研修会等の企画等を行っています。

◆日医認定医制度
◎認定産業医◎
現在、労働安全衛生法では、産業医を選任すべき事業所は、常時 50 人以上の労働者を使用するすべての事業所となっており、産業医の選任要件として「日本医師会認定産業医」等の資格が必要となっています。
日本医師会では基礎研修50単位以上を修了した医師、または、それと同等以上の研修を修了したと認められる医師に「日本医師会認定産業医」の認定証を交付しています。
この認定証は、５年ごとに、産業医学生涯研修 20 単位以上を修了した医師については更新ができます。
佐賀県医師会では、産業医の資質向上と生涯保健活動の一環である産業医活動の推進を図るために、所定のカリキュラムに基づく、認定・更新のための産業医学研修会を開催しています。

◎認定健康スポーツ医◎
日本医師会が定めた講習科目に基づく健康スポーツ医学講習会（前期・後期）等を修了した医師に「日本医師会認定健康スポーツ医」の認定証が交付されます。
この認定証は、５年ごとに、所定の要件を満たした医師について更新ができます。
佐賀県医師会では、地域保健活動の一環である健康スポーツ医活動の推進を図るため、認定健康スポーツ医の支援を行っており、認定健康スポーツ医の更新研修会を開催しています。